

## 五色塚古墳・夜間特別開園に伴う園内ライトアップ業務委託 仕様書

### 1. 業務名

五色塚古墳・夜間特別開園に伴う園内ライトアップ業務（以下、「本業務」とする。）

### 2. 業務の目的

五色塚古墳は、1975年に国内で初めて築造当時の姿に復元整備されてから今年で50年目を迎えた。年間4万人以上が訪れる観光スポットとなっており、古墳北側の広場においては新たに「ガイダンス施設」の建設が予定されている。

本業務は、古墳の復元整備50年を記念し、普段入園できない夜間の特別開園を実施するにあたり、園内でキャンドル等を用いたライトアップを行うことにより、五色塚古墳の新たな魅力を創出し、区内外に発信することを目的として実施するものである。

### 3. 業務概要

- (1) 事業計画の作成
- (2) ライトアップ設備等の設営及び撤収
- (3) ライトアップ設備等のメンテナンス
- (4) イベント広報
- (5) その他、上記に関連する業務

### 4. 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日（金曜）まで

### 5. イベント（夜間特別開園）の概要

（日程）2024年12月4日（水曜）～2024年12月8日（日曜）（計5日間）

（時間）各日17時～19時※事前予約制、各日定員400名程度

### 6. 業務内容

- (1) 事業計画の作成
  - ・現地調査等を基にライトアップの実施に係る事業計画を作成する。
  - ・事業計画については、イメージ図や写真、図面を用いて全体計画を容易に把握できる内容とし、人員配置、作業計画等を含めて作成し、垂水区の承認を得ること。
  - ・イベントコンセプトは「ミステリアス」「ノスタルジック」「ファンタジー」とする。
    - ミステリアス（普段は入れない夜間×古墳の謎）
    - ノスタルジック（「古代」や「垂水のまち」にそっと想いを馳せる）
    - ファンタジー（キャンドルによる幻想的な空間）

- ・ライトアップは、来園者の安全管理にも配慮したものとすること。
- ・イベント開催に当たり、参加型の企画を実施することも可とする。企画の実施にあたり、地元団体等との連絡調整が必要な場合は垂水区が必要な協力を行う。
- ・垂水区からの指示、助言等があった場合、これらを反映した計画とすること。

## (2) ライトアップ設備等の設営及び撤収

- ・垂水区による計画承認後、必要な資機材及び要員を準備する。
- ・イベント実施中はライトアップを行うための資機材の維持管理を行う業務責任者1名を必ず配置する。(来園者の受付、園内の安全管理は垂水区で行う。)
- ・設営開始は原則として各日15時以降とし、16時50分までに設営を完了すること。ただし、来園者の通行・観覧の妨げにならず、安全管理上支障のないものについては、垂水区の承認を得たうえで、イベント開催1週間前を目途に、事前に設営することができる。
- ・設置した資機材は、夜間特別開園の終了後から原則として21時までの間に撤去する。撤去した資機材は管理事務所の機能の妨げにならない範囲において、管理事務所内に保管することができる。なお、来園者の通行・観覧の妨げにならず、安全管理上支障のないものについては、期間中残置することができる。
- ・各日16時～20時までの間、垂水区において夜間特別開園の実施に係る人員を3名程度配置する。この時間に限り、キャンドルの入替や点火・消灯等の軽微な作業について、受託者より協力を求めることができる。なお、協力を求める場合は、その内容について事業計画書に反映をさせること。
- ・業務に必要な資機材は、電源設備を含め、受託者において用意すること。  
(電源については、古墳管理事務所のコンセントを利用することも可能とする。コンセントの利用に必要な延長ケーブル等は受託者において用意すること。)
- ・設営時の現場条件等により計画を変更・修正する場合は、事前に垂水区と協議し、承認を得ること。
- ・イベント終了後、資機材等を撤去し、現状復旧したうえで、垂水区の確認を受けること。

## (3) ライトアップ設備等のメンテナンス

- ・期間中に資機材等の不具合等が生じ、緊急対応・メンテナンス等を要する場合は、速やかに対応すること。
- ・事前に荒天等が見込まれる場合は、資機材等が損傷することのないよう適切に養生を行い、場合によっては撤去すること。また、天候回復後、垂水区が損傷等を発見した場合、速やかに対応すること。

## (4) イベント広報

- ・ イベントを周知するための広報物（A4チラシ・10,000部）を作成する。
- ・ 広報物は11月1日（金曜）までに納品すること。
- ・ 広報物は五色塚古墳の魅力が伝わるデザインとし、以下の内容は必ず盛り込むこと。
  - ア 来園時や鑑賞時に近隣住民の迷惑とならないようマナー啓発に関すること。
  - イ 専用駐車場の利用はできないこと。
  - ウ 公共交通機関（山陽電車霞ヶ丘駅、JR・山陽電車垂水駅）からのアクセス。
 なお、内容は垂水区と調整の上、完成させること。
- ・ 作成した広報物を用いて受託者において積極的な広報を行うこと。
- ・ 神戸市公式の広報媒体等での活用のため、適宜デザインのリサイズを行うこと。
- ・ 校了データについては、確認用のpdfデータに加え、AIデータを提出すること。
- ・ 垂水区として、神戸市広報紙、垂水区ホームページ、神戸市・垂水区公式SNSへの掲載や報道機関への資料提供等を実施する。

#### （5）その他、ライトアップに関連する業務

- ・ 上記（1）～（4）に関連して発生した案件において、垂水区が本業務の遂行に支障をきたすと判断した際、受託者に対して対応を求める場合がある。

## 7. ライトアップの演出について

### （1）史跡全体

- ・ 古人の墓である「古墳」のイメージを損なわない演出とし、また、周囲が住宅であることにも配慮すること。

### （2）各エリア（別紙「レイアウト概要」を参照）

#### ①芝生エリア

来園者の満足度を高めるためのイベント等スペースとして活用することを想定した演出とすること。

#### ②前方部

垂水のまちの夜景を活かした演出とすること。

#### ③後円部

「古代」や「垂水のまち」にそっと想いを馳せ、落ち着いた雰囲気で見覧ができるような演出とすること。

## 8. その他留意事項

- ・ ケーブルを使用する場合、来園者の通行や、職員の管理作業に支障をきたさないよう、配線場所や方法に留意すること。やむを得ず園内に配線が必要となる場合は、必ずケーブルマットやカバーを使用すること。

- ・資機材等の試験配置、試験点灯等を実施する場合は、事前に垂水区に連絡し、日程を調整したうえで、許可を得て行うこと。
- ・イベント当日に悪天候が予想される場合は、前日までに垂水区と協議して中止の判断を行うこととする。また、当日、天候が変化し悪天候になった場合にもイベントを中止することとする。なお、イベント中止に伴って生じる費用についても事業者の負担とする。
- ・設営及び撤去時は、来園者に危険の無いよう十分注意して作業を実施すること。
- ・設営及び撤去に当たり、史跡を汚損・損傷することが無いよう十分注意すること。資機材等を固定する際は、ペグの使用など史跡の掘削などを伴う方法は認めない。
- ・古墳、施設等を損傷した場合、速やかに垂水区へ報告し、その後の処理については指示に従うこと。

## 9. 成果品

業務完了時に、以下を記載した実績報告書を電子データ（pdf 等）にて提出すること。

- ・イベントの実施状況
- ・記録写真（①ライトアップに係る資機材の設置状況を把握できる日没前の写真、②点灯状況を把握できるライトアップ時の写真）

## レイアウト概要



黄色囲い＝ライトアップ想定エリア（入場可能エリア）

※ライトアップはエリア全体ではなく、演出や安全管理のために必要なポイントのみで可。

※想定エリア以外のライトアップを行う場合は、事前に垂水区と協議を行うものとする。